

豊橋市監査公表第8号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年11月30日

豊橋市監査委員	杉浦康夫
同	朝倉茂
同	尾林伸治
同	近藤修司

随時監査の結果について

第1 監査の概要

令和2年10月27日実施の企画部に対する定例監査において、支出手続を誤った事例が見受けられたので、監査委員として支出に対する審査がどのように行われているかを確認する必要があると判断し、支出命令の審査を行う会計課に対し随時監査を実施した。

1 監査対象部局

会計課

2 監査の期間

令和2年11月2日～令和2年11月12日

3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、監査委員と関係職員による質疑応答形式により問題点を検証するとともに、事務が適正に行われているかどうかの主眼において監査を実施した。

第2 監査の結果

会計課における支出命令の審査方法について監査した結果、次のとおり改善すべき事項が見受けられた。

指摘事項

1 支出命令書の審査について

支出命令において、債権者登録情報の内容に誤りがあるにもかかわらず支払がされていた事例が見受けられた。正当な債権者以外の者に支払うリスクを回避するためにも、支出命令の審査に当たっては、債権者情報の確認を徹底し、適正な事務処理をされたい。